

公益社団法人北海道交通安全推進委員会印章管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道交通安全推進委員会（以下「本委員会」という。）定款第53条第5項の規定に基づき、印章の管理に関する基本的事項を定めることにより、その統一的な管理を図ることを目的とする。

(印章の定義)

第2条 この規程において「印章」とは、本委員会が発行し又は受理する文書・証憑等で、権利義務の行使若しくは履行又は官公署への申請、届出等の際し、本委員会名又は職名で証明のために押す印章をいう。

(印章の種類及び管理)

第3条 印章の種類及び印章の保管・押印に関する責任者（以下「保管押印責任者」という。）は、事務局次長とする。

2 印章は、盗難及び不正利用のないよう、全て印章箱に納めて保管し、勤務時間外にあっては金庫その他確実な保管設備のあるものに保管し、かつ施錠しておかなければならない。

(保管押印責任者の代理)

第4条 前条第1項に規定する保管押印責任者に事故あるとき又は保管押印責任者が欠けたときは、保管押印責任者があらかじめ指定した者にその事務を代理させるものとする。

(印章取扱主任)

第5条 保管押印責任者は、印章取扱主任を定めて置かなければならない。

2 印章取扱主任は、職員のうちから保管押印責任者が指定する。

3 印章取扱主任は、保管押印責任者の指導監督を受け、印章に関する事務に従事するものとする。

(印章の種類及び寸法)

第6条 印章の種類及び寸法は、別表1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、印章の印影の刷込みを行う場合における印章の印影の寸法は、会長の承認を受けて別に定めることができる。

(印章の新調、改刻及び廃止)

第7条 印章の新調、改刻及び廃止は、保管押印責任者からの申請に基づき、事務局長が行う。

2 事務局長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めたときは、会長の承認を受けなければならない。

3 改刻及び廃止した印章は、会長の決裁を受け、事務局長が焼却又は裁断の方法により廃棄するものとする。

(印章登録台帳)

第8条 印章の新調、改刻及び廃止に際しては、必要な事項を別表2に掲げる印章登録台帳に記載し、整理しておかなければならない。

2 前項の事務は、総務担当グループ（総務）において行うものとする。

(印章の使用)

第9条 印章は、保管押印責任者又は印章取扱主任でなければ使用することができない。

- 2 印章の押印を受けようとする者は、押印を受けようとする文書に原議を添え、保管押印責任者の審査を受けなければならない。
- 3 保管押印責任者は、前項の規定により審査した結果、押印を適当と認めたときは、当該文書に自ら押印し、原議には自己の承認の印を押すものとする。
- 4 保管押印責任者は、前項の規定により印章を押印したときは、別表3に掲げる印章使用簿に内容を記載しなければならない。
- 5 前3項の押印に関する事務について、保管押印責任者は印章取扱主任に命じて、その事務を行わせることができる。

(印章の事故報告)

第10条 保管押印責任者は、保管する印章が盗難、紛失その他の事故にあったときは、直ちにその経緯について事務局長に報告するとともに、その指示を受けて所要の措置を講じなければならない。

- 2 前項の保管押印責任者は、所要の措置を講じた後、速やかに盗難、紛失等の経緯及び講じた措置等について、会長に報告しなければならない。

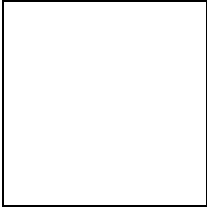
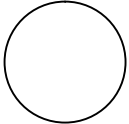
(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、本委員会の設立登記のあった日（平成23年3月1日）から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

用途	種 類		寸法 (各辺の長さ)
代 表 者 印		公益社団法人 北海道交通安全推進委員会 会長 印	一辺が 27 mm程度 の正方形のもの
金 融 機 関 用 印		公益社団法人 北海道交通安全推進委員会 会長之印	直径 16 mm程度 の円形のもの

